

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第175号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	代行運転ニュー六三四
	主たる営業所が所在する市区町村	宇部市
処 分 年 月 日	令和2年4月20日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	立入検査を実施したところ、帳簿等備付け義務違反が判明したもの。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項 国家公安委員会関係同法施行規則第15条第3号	
処分を行った公安委員会	山口県公安委員会	